

## 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

### 1. 基本方針

取締役及び執行役の報酬等は、長期経営ビジョン及び中期経営計画の達成並びに当社グループの企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼に、他社水準等を考慮のうえ、業績に見合った額とする。

### 2. 報酬等の水準

本方針に基づく取締役及び執行役の個人別の報酬等の額及びその内容は、外部機関の客観的な報酬調査データ等を活用し、同業、同規模及び他業種の企業の役員報酬水準並びに当社従業員の給与水準を参考に毎年検証を行い、職責及び人財確保の観点から適切な報酬となるよう設定するものとし、報酬委員会において決定する。

### 3. 報酬体系

#### (1) 取締役

業務執行から独立した立場であることを踏まえ、基本報酬（固定報酬）及び株式報酬（非業績連動）で構成する。

#### (2) 執行役

各事業年度における業績の向上及び中長期的な企業価値の向上に向けて職責を果たすことができるよう、「基本報酬（固定報酬）」及び「インセンティブ報酬（変動報酬）」で構成し、「インセンティブ報酬（変動報酬）」は、「賞与（業績連動・短期インセンティブ報酬）」と「株式報酬（非業績連動）」、「株式報酬（業績連動・中長期インセンティブ報酬）」の3種類を組み合わせる構成とする。

報酬の種類	目的・概要
【金銭報酬・基本報酬】 (固定報酬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本報酬は、堅実な職務遂行を促すための固定報酬で、取締役及び執行役の役位と職責に応じて設定された固定額を支給する現金報酬とする。</li> </ul>
【金銭報酬・賞与】 (業績連動・短期インセンティブ報酬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>執行役の賞与は、株主への配当性向と同じ指標に連動することが望ましいとの考えから、次の要件を満たす場合に支給する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>株主への年間配当金（12ヵ月）が10円以上実施できること。</li> <li>多額な特別利益により親会社株主に帰属する当期純利益の確保がなされていないこと。</li> <li>親会社株主に帰属する当期純利益が28億円以上確保できていること。</li> </ol> </li> <li>執行役の個人別の賞与支給額は、各事業年度におけ</li> </ul>

	<p>る親会社株主に帰属する当期純利益の目標達成度、個人業績目標の評価及びパフォーマンス評価により、報酬委員会において決定する（役位ごとの賞与基準額に対し0～200%の範囲内で変動）。</p>
<p>【非金銭報酬・株式報酬】 （非業績連動） （業績連動・中長期インセンティブ報酬）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取締役に対し、非金銭報酬として、譲渡制限付株式（非業績連動）を付与する。</li> <li>・ 執行役に対し、非金銭報酬として、譲渡制限付株式（非業績連動）及び事後交付型業績連動型株式（業績連動・中長期インセンティブ）を付与する。事後交付型業績連動型株式報酬は、あらかじめ定めた指標により評価して、3ヵ年の中期経営計画終了時に3年分を支給する。</li> </ul> <p>① 本制度の目的</p> <p>当社の株式報酬の制度は、当社株式を保有することによる株主の皆様との一層の価値共有を進めること及び当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的とし、取締役及び執行役の役位及び業績目標の達成度等に応じて当社株式を付与する。</p> <p>② 本制度の概要</p> <p>当社が拠出する取締役及び執行役への報酬（金銭報酬債権）を、取締役及び執行役が当社に対し現物出資として給付し、当社が取締役及び執行役に対し譲渡制限付株式の付与を、執行役に対しては事後交付型業績連動型株式の付与を行う。また、会社と取締役及び執行役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結する。</p>

#### 4. 個人別の報酬等の決定

各事業年度における取締役及び執行役の個人別の報酬等は、報酬委員会において、その内容が本方針に沿うものであるかを確認のうえ、その妥当性について審議して決定する。

#### 5. 取締役及び執行役の報酬等の構成比

取締役及び執行役の役位ごとに基準額を設定するものとし、役位ごとの報酬等の構成比は下表の通りとする。

役位	取締役の報酬等構成比			合計
	基本報酬	インセンティブ報酬		
		賞与（短期）	株式報酬（長期）	
取締役（社外取締役を含む）	80%	-	20%	100%
代表執行役社長	50%	25%	25%	
執行役	60%	20%	20%	

※役位ごとの基準額とは別に、「取締役会議長手当」、「筆頭独立社外取締役手当」及び「委員長手当」等の加算を行う。

#### 6. 報酬等を与える時期または条件の決定方針

取締役及び執行役の報酬等の支給に係る事務手続きは次の通りとする。

- ① 取締役及び執行役の報酬等のうち、基本報酬の支給は毎月28日に支給する。
- ② 執行役の報酬等のうち、賞与の支給は毎年3月に別途報酬委員会が決定する日に支給する。  
なお、任期中で退任した場合であっても全額支給する。
- ③ 上記以外の取締役及び執行役の報酬等の支給条件を設定する場合は、事業年度終了時点の報酬委員会において決定する。

以上